

様式第16号（第30条関係）

令和6年度動物実験に関する
自己点検・評価報告書

動物実験委員会

令和7年10月

I 規程及び体制等の整備状況

1 機関内規程

(1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 □ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 機関内規程が定められていない。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・ 県立広島大学動物実験規程 ・ 県立広島大学動物実験委員会要領 ・ 県立広島大学人間及び動物を対象とする研究に関する倫理規程 ・ 広島キャンパス実験動物飼養保管施設標準操作手順書 ・ 広島キャンパス実験動物飼養保管施設緊急時における対応計画 ・ 庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・ 三原キャンパス動物舎標準操作手順書 ・ 三原キャンパス動物舎緊急時の対応マニュアル
(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 機関内規程が適正に定められている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 （広島キャンパス） ・ 適正な規程は定められているものの、公私立大学実験動物施設協議会が公開する最新の機関内規程（雛形）を参考に、条鋼の一部補足をする。令和7年度内に改正予定。

2 動物実験委員会

(1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 □ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験委員会は置かれていない。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・ 県立広島大学動物実験委員会要領 ・ 県立広島大学広島キャンパス動物実験委員会名簿 ・ 県立広島大学庄原キャンパス動物実験委員会委員名簿 ・ 令和6年度県立広島大学庄原キャンパス動物実験委員会議事録 ・ 庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・ 県立広島大学三原キャンパス動物実験委員会名簿
(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 機関内規程に定められており適正に設置されている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 （広島キャンパス） ・ 適正な要領は定められているものの、「県立広島大学動物実験委員会要領」における全学委員会の構成要件の条文に文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」3 動物実験委員会の構成の3要件を追記する。令和7年度内に改正予定。

3 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか。)

(1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 □ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験の実施体制が定められていない。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・ 県立広島大学動物実験規程 ・ 県立広島大学動物実験委員会要領 ・ 研究推進委員会への審査状況の報告資料 ※上記に含まれる、動物実験計画等、審査・承認・結果報告などに係る各種様式を含む。
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・ 適正な動物実験の実施体制が定められており、問題はない。
(4) 改善の方針、達成予定時期 (広島キャンパス) ・ 「動物実験計画書」に「承認番号、学長承認」と「微生物学的品質」を記入する欄を設ける。「特殊実験区分」に関する記入欄について検討する。令和7年度内に達成予定。

4 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか。)

(1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 □ 該当する動物実験は、行われていない。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・ 県立広島大学動物実験規程 ・ 県立広島大学遺伝子組換え実験安全管理規程 ・ 県立広島大学遺伝子組換え実験安全委員会要領 ・ 広島キャンパス実験動物飼養保管施設標準操作手順書 ・ 庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・ 三原キャンパス動物舎標準操作手順書
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・ 適正な動物実験の実施体制が定められており、問題はない。
(4) 改善の方針、達成予定時期 (三原キャンパス) ・ 適正な体制は定められているものの、安全管理を要する動物実験(遺伝子組換え動物実験、病原微生物を用いる動物実験等)を実施するには、設備面で不足があるため、当該実験については、『三原キャンパス動物舎標準操作手順書』を改正し、原則実施不可とした。なお、平成26年8月5日以降、当該実験の実績はない。

5 実験動物の飼養保管の体制

(部局内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか。)

(1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・ 県立広島大学動物実験規程 ・ 広島キャンパス実験動物飼養保管施設標準操作手順書 ・ 実験動物飼養保管記録簿 (県立広島大学動物実験規程 様式第 11 号) ・ 実験動物飼養保管報告書 (県立広島大学動物実験規程 様式第 12 号) ・ 実験動物飼養保管状況の自己点検票 (県立広島大学動物実験規程 様式第 13 号) ・ 庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・ 三原キャンパス動物舎標準操作手順書
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) ・ 規程等によって、適正に定められている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

6 その他

(動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

該当せず。

Ⅱ. 実施状況

1 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・令和6年度動物実験委員会審査資料 ・令和6年度動物実験委員会議事録 ・研究推進委員会への審査状況の報告資料 ・事前書類審査結果記入用紙 ・動物実験計画審査結果通知書 ・動物実験の自己点検票 ・令和6年度三原キャンパス動物実験委員会審査資料
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・県立広島大学動物実験規程及び県立広島大学動物実験委員会要領に基づき、適正に活動している。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

2 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・令和6年度動物実験委員会審査資料 ・動物実験計画書 ・事前書類審査結果記入用紙 ・動物実験計画審査結果通知書 ・動物実験計画変更承認申請書 ・動物実験(終了・中止)結果報告書 ・動物実験の自己点検票 ・動物実験成果報告書 ・令和6年度動物実験委員会議事録
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告等が適正に実施されている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

3 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験計画書 ・実験動物飼養保管報告書 ・動物実験の自己点検票 ・実験動物飼養保管状況の自己点検票 ・動物実験(終了)結果報告書
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告等が適正に実施されている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

4 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か。飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・実験動物飼養保管報告書 ・実験動物飼養保管記録簿 ・動物実験の自己点検票 ・実験動物飼養保管状況の自己点検票 ・広島キャンパス実験動物飼養保管施設標準操作手順書 ・庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・三原キャンパス動物舎標準操作手順書
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・実験動物管理者は適切に活動しており、飼育保管についても適正に実施されている。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

5 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか。修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・広島キャンパス実験動物飼養保管施設標準操作手順書 ・実験動物飼養保管状況の自己点検票 ・庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室標準操作手順書 ・三原キャンパス動物舎標準操作手順書
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) (三原キャンパス) ・平成28年度までに、動物舎利用者ワーキンググループにおいて、施設の改善について検討を行い、動物舎入場管理システムの設置や、動物の逃亡防止のための設備が不十分であったため、パーティション及び窓用シャッターの設置を行う等の施設の整備を行い改善を図った。以降、その状態を保持している。 ・令和4年度には、空気清浄機を3台設置し、より衛生的な環境を保持している。 ・令和5年度には、衛生的な環境維持を目的に、温湿度ロガーや騒音計、気象計、ガス検知器等を設置した。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

6 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか。)

(1) 評価結果 ☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・教育訓練実施記録票 (三原キャンパス) ・動物実験計画策定に係る対応事項について(R1.9.1 施行)
(3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) ・令和2年度～令和4年度は、庄原キャンパスにおいて本学教員による動物実験講習会を開催した際のDVDを作成し、大学共通の教育訓練資料としてキャンパス間で共有した。令和5年度以降は、日本実験動物学会の教育動画(アニメーション)のDVDを共通の教育訓練資料として提供する等し、引き続き、教育訓練の質の向上に努めている。

(庄原キャンパス) ・教育訓練は、原則、日本実験動物学会の教育用アニメーション DVD を視聴している。また、必要に応じて、実験動物学会で公開しているコラム集から動物福祉、安楽死、麻酔法いずれかに関するものを適宜視聴させている。 ・令和 5 年度、実験動物管理者 1 名が公私立大学実験動物施設協議会が主催する講習会を受講した。 (三原キャンパス) ・令和元年第 2 回動物実験委員会意見交換会において動物実験に係る教育訓練を教員及び学生は毎年受講することが義務付けられ、全学統一ルールとされた。これに伴い三原キャンパス動物実験委員会では、「動物実験計画策定に係る対応事項について」により、対応方針をキャンパス内に周知した。
(4) 改善の方針、達成予定時期 (広島キャンパス) ・人獣共通感染症に関する事項を含めた、全学共通の教育用資料を作成する。令和 7 年度内に達成予定

7 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか。)

(1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料 ・県立広島大学ホームページ
(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・動物実験に関する情報として、学内規則、動物実験実績及び自己点検・評価報告書をホームページに記載している。
(4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず

8 その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

・平成 27 年 6 月に、公私立大学実験動物施設協議会に加入した。 ・平成 28 年度に、同協議会による外部検証を受検した。結果は大学ホームページに公表済みである。 ・令和 3 年度に、保健福祉学部所属教員が公私立大学実験動物施設協議会主催の講習会を受講し、新たに 3 名の実験動物管理者の養成を行った。 ・令和 6 年 10 月に公私立大学実験動物施設協議会による外部検証を受検した。
